

## ケアラー支援専門員設置事業 出前研修 Q&A

更新：令和8年4月21日

(申請)

### Q1-1 自治体も申請できるか。

A1-1 県内の市町村であれば登壇依頼、出前研修（助成）のいずれも申請は可能。

### Q1-2 出前研修（助成）を受ける場合、神奈川県や神奈川県社会福祉協議会を共催にしたり、後援の申請等をしたりすることは求められるか。

A1-2 出前研修（助成）を受けるための要件として求めることはない。申請者（主催者）の意向により、広報の一環等で後援名義の申請等をされる場合は、本出前研修とは別に手続きが必要となる。

### Q1-3 当事者（元当事者）に登壇を依頼したいが、出前研修（助成）の対象となる登壇者の人数の上限はあるか。

A1-3 人数の上限はなく、上限額（86,000円）の範囲であれば何人でも構わない（目安となる金額はQA2-1を参照）。

ただし、当事者（元当事者）の調整は日程の確保等で調整が難しく、大人数の登壇のご希望には添えられない可能性はある。

(諸謝金関係)

### Q2-1 有識者、当時者（元当事者）への登壇等にかかる謝礼の額は決められているのか。

A2-1 登壇にかかる謝礼は、県社協の講師謝礼・報酬等の基準と運用に基づいて金額を算出し、県社協から有識者、当事者（元当事者）へ直接支払う。

目安として、有識者の謝礼は31,000円程度、当事者・元当事者の謝礼は25,000円程度、事前打合せにかかる報酬は有識者、当事者・元当事者ともに10,000～15,000円程度となり、立場や役職等に応じて変動する。

### Q2-2 開催経費の一部の費用負担を申請する場合であっても、登壇を依頼した申請者（主催者）の立場として、別に謝礼や旅費は支払う必要はあるか。

A2-2 当日の登壇、事前打合せ（実施する場合）など、依頼内容にかかる対価として必要となる謝礼はすべて県社協が支払うため、申請者（主催者）からの支払いは不要である。

(会場・備品使用料関係)

### Q3-1 研修会場として使用する会場や備品の使用料は、県社協から会場側に直接支払ってもらうことはできないのか。

A 3 - 1 貸会議室のほとんどにおいて、利用申込を行った者しか支払うことができない運用がされている現状を踏まえ、県社協から会場側に直接支払うことはしない。

**Q 3 - 2 研修当日に急遽必要となり、追加で備品を借りることになった。当日追加した備品の賃借料は、開催経費の一部の費用負担の対象となるか。**

A 3 - 2 上限額（6,000 円）の範囲に収まる場合で、かつ必要性が認められた場合には、必要な手続きを行うことで対象となり得る。研修終了後、速やかに報告いただきたい。

**Q 3 - 3 申請者（主催者）が会場側に会場・備品使用料を支払った証拠書類の提出が必要とあるが、具体的にはどのような書類を提出する必要があるか。**

A 3 - 3 現金により支払った場合は会場側から受領した領収書の写し、口座から送金した場合は振込証明書、預金通帳の該当箇所の写し、インターネットバンキングの振込受付完了画面や振込状況の照会画面の写し等（いずれか一つ）が考えられる。

（その他）

**Q 4 - 1 研修会の様子を録画したい。**

A 4 - 1 許可なく録画、録音、撮影（スクリーンショット含む）は固くお断りします。

**Q 4 - 2 研修会の内容等を SNS で発信しても良いか。**

A 4 - 2 許可なく SNS への投稿はご遠慮ください。

**Q 4 - 3 研修会の資料を他の研修で利用したい。**

A 4 - 3 許可のない利用はお控えください。